

会津若松市環境審議会について

令和4年9月20日 市民部 環境生活課

1 設置根拠

会津若松市環境審議会条例（平成8年会津若松市条例第10号）※裏面参照

2 目的

会津若松市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項等について調査審議することを目的としており、審議会として、調査審議の結果を市長に答申します。

3 組織

条例に基づき12名以内で組織されます。

【今回の審議会委員の構成】

(1) 環境行政に関心を持つ市民	2名
(2) 各種団体の代表者	4名
(3) 学識経験者	4名
(4) 関係行政機関の職員	2名

4 任期

委嘱した日から2年間（令和6年9月19日まで）

なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

5 会長及び副会長

委員の互選により決定します。

6 会議

審議会は会長が招集し、会議の議長となります。また、委員の半数以上の出席が会議の成立要件となり、議事は出席委員の過半数で決めます（可否同数は議長が決する）。

7 その他

会津若松市特別職の非常勤職員等の報酬等に関する条例（昭和40年会津若松市条例第11号）に基づき、委員に報酬をお支払いします（辞退者を除く）。

会津若松市環境審議会条例

平成8年3月25日
会津若松市条例第10号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、会津若松市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 環境行政に関心を持つ市民
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、第1項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。